

## 危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の検討会（第4回）議事要旨

### 1 開催日時

令和4年10月17日（月）14：00～16：00

### 2 開催場所

総務省消防庁 第1会議室

### 3 出席者（敬称略 五十音順）

委員長 小林 恭一

委員 江口 真、金子 正和、高橋 典之、高橋 文夫、田口 昭門、田中 弘人、  
徳重 諭、平田 成、松原 美之、

### 4 配付資料

資料4-1 開催要綱（案）及び委員名簿

資料4-2 危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策のあり方について

資料4-2-1 国際輸送用コンテナに係る消防法上の手続きの簡素化に関する事項

資料4-2-2 コンテナに混載されている荷物に係る危険物情報の適切な伝達方法  
に関する事項

資料4-2-3 大規模物流倉庫や高層ラック式倉庫における危険物の貯蔵に係る  
留意事項のあり方に関する事項

資料4-3 危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の調査検討報告書（案）

参考資料4-1 「危険物施設の消火設備、屋外タンク貯蔵所の歩廊橋及び屋内貯蔵所  
の耐震対策に係る運用について」

（平成8年10月15日付け消防危第125号）

参考資料4-2 危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の検討会（第2回）

資料2-2 調査及び分析結果

参考資料 4-3 危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の調査検討報告書

(令和3年度 中間まとめ)

## 5 議事

議事概要については以下のとおり。

(1) 委員の互選により、小林委員が委員長に選出された。

(2) 議事 1 危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策のあり方について

資料 4-2、資料 4-2-1、資料 4-2-2 及び資料 4-2-3 により事務局から説明が行われた。

質疑の概要は以下のとおり。

【委員】資料 4-2-1 の 4 ページ目の各消防本部から提出された回答について、何が廃止されるのかが分かりにくいため、「廃止されていても把握ができない」の前に「タンクコンテナが」を入れた方が良いと思う。

【事務局】承知した。

【委員】資料 4-2-1 の 5 ページに記載のある、タンクコンテナの追加に関する手続の簡素化の結論として、電子申請システムの導入や電子メールによる受付の推進を提案しているが、経験上、必ずしも電子申請が簡素化になるとは限らない。DX化を行うことにより手続が増える場合もあるため、例えばではあるが、「等」を付け加えることで申請者側と消防本部側の双方で了承が得られる場合は従前の処理を認めてあげられるようにしてみてはどうか。

【事務局】承知した。

【委員】資料 4-2-1 の 5 ページについて、電子申請システムの導入及び電子メールによる受付等が推進されると、今までだと届出は平日の開庁日のみであったが、土日でも受付が可能になる。しかしながら、実際の受付はやはり開庁日になり、審査が土日祝日などの閉庁日に進むわけではないため、そこは認識しておいていただきたい。

【委員】消防本部に紙の申請を提出した際に受付印を押してもらう場合があるが、電子メールでの受付にした場合、その受付印に代わるものはどのようなものがあるか。

【事務局】受付印については法令上の決まりはなく、あくまで資料の提出行為になるため、各消防本部の運用による。例えば、電子メールでの受付及び電子申請システムを用いて、資料を提出された場合に、受付印と同じような電子証明を厳密に行う運用も考えられるし、メールの返信をもって受付けたという運用もあり得る。

【委員】当消防本部でも検討中の事項ではあるが、受付のためのシステムがあると受付を行ったという結果が相手に送付されるだろうから有効だと思える。また、システムではなく電子メールを用いた場合でも、受付をしたという記録は残ると思われる。

【委員】こちらの対応案について、簡素化には繋がらない気がする。紙での申請が電子メールに置き換わったとしても、紙での申請と同様の作業は変わらない。当消防本部ではセキュリティの関係により、ファクス及び電子メールの受付は認めておらず、電子システムを導入している。電子システムについては、現在も構築中ではあるが、副本の返却については、事業者において必要であれば印刷して出してもらうことになると思う。

参考資料の4-2の第2回の対応案では、例えば軽微な変更の手続きをまとめて年に1回とするという案が出ており、こちらのほうが、適切かどうかは別として比較的簡素化はされると感じられる。現状、タンクコンテナが追加される度に手続を必要とするので、それを登録することでデータベース上、タンクコンテナの情報が増える一方で、減ることはない。しかしながら、手続きを1年に1回にまとめることで、その時点に存在するものが出されれば正確なデータを把握でき、かつ簡素化にも繋がると感じた。今回提案された対応案については基本的には従前とやることは一緒だと思われる。

【事務局】消防本部としては、紙と電子で申請処理に係る労力はあまり変わらないかもしれないが、提出する事業者としては、消防本部に行く必要は無くなるため、その物理的な移動を省略できることから、ある程度の簡素化につながると考えている。

第2回の検討会にて、手続きの省略を提案していたが、検討した結果、危険物施設で設備を交換する際に何も確認せずに認めるという行為が消防法上認められないため、今回、このように提案を変えさせていただいた。

【委員長】簡素化の話について、書類上は全然減らず、電子メールでやるかどうかということぐらいしか簡素化にならないのではないかという指摘があったが、これは他の分野でも起こっている事象である。それを踏まえて、全体として、各資料を求めている

るのは何のためなのかということをもう少しラジカルに戻り、各資料の要否を整理しないと、結局、電子化しても同じことになってしまう。電子申請については政府全体の方針の下、各省庁で検討していると思うが、その辺はいかがか。

【事務局】今回のこの手続については、消防本部によって必要な資料が異なり、問題になっていると思うが、現在、政府全体で取り組んでいる、例えば消防法の危険物のように予防分野のものについては、法令上決まっている許可もしくは完成検査の申請であるなど、そのようなものについて電子化をまずしようという話なので、基本的にその姿勢は変わらない。

【委員長】つまり、これはかなりイレギュラーなことに取り組んでおり、資料は必然的に多くなると言うことか。

【事務局】ここの部分は、従前から何度も通知の改正を繰り返しており、事前に確認を要するような軽微な変更工事を一覧表で示しているような状況である。その中身をどこまで詳しく掘り下げてやるのかというところに結局帰着してしまい、タンクコンテナについても同様であり実際に細分化をするとなると、各消防本部にかなりの負担を背負わせることになる。そのため、現時点でのその点の追求は考えていない。

【委員長】承知した。

【委員】資料4-2-1の6ページの仮貯蔵について、原則として10日以内の期間の承認であり、これをなし崩し的に行うことは、危険物の施設による貯蔵取扱いの根幹を覆す話になりかねない。今回、議論されているのは、天候悪化以外のやむを得ない事情がある場合は認めていく考えではあるが、所轄消防長又は消防署長の承認は安全であるという担保が必要であるが、10日を超えての仮貯蔵の際に、一定の安全確保に対する懸念を感じる。消防本部が仮貯蔵の繰り返し承認を行う際には、このようなことをぜひ念頭に置いていただきたい。

【事務局】仮貯蔵の繰り返し承認の際に、単純に同じ申請を書類上処理するのではなく、例えばもう一度現地に確認に行くといった対応が考えられる。そのような留意事項についても、通知などを発出する際には併せて検討したい。

【委員長】仮貯蔵及び仮取扱いの繰り返し承認は、昔から各消防本部で頭を抱えている。闇雲に認めてしまうと危険物規制に何の意味もなくなってしまう。実際の消防本部での取扱いはどのようにやられているか。

【委員】実際、埠頭などは、仮貯蔵及び仮取扱いの件数は多いが、繰り返しの承認についての件数は少ない。しかしながら、やむを得ず、繰り返しの承認が出てきた場合は、承認することが考えられる。ただ、その場合に現地確認には特には行っていない。あくまで書類上で安全確保されていれば、承認はすると思うが、余りにも件数が多いと、懸念事項になるため、その点は注意したい。

【委員】ドライコンテナの件については、あくまで容器としての表示がないから表示をすればよいとの結論になっているが、ドライコンテナの中に危険物を貯蔵しているので屋内貯蔵所と捉えたとおそらく基準が合わないことから、屋外貯蔵所になると思うが、例えばその中でドライコンテナの内圧が上がった時の放爆性、高温時のドライコンテナ内の危険物への影響といった点がよく分からない。また、危険物の規制に関する規則第24条の13において、屋外貯蔵所で引火性固体、第1石油類又はアルコール類を貯蔵する場所には危険物を適温に保つための散水設備等を設ける必要があるが、それは容器に直接当たるから効果的であって、第1石油類等の危険物をドライコンテナ内で貯蔵する際に散水設備を設けても、容器に直接当たることはないので、果たして意味はあるのか。

【事務局】屋外貯蔵所に関しては危険物の規制に関する政令第2条において、貯蔵できる油種がそもそも決まっており、引火点が零度以上のものでないと貯蔵できないことになっている。その点を考慮して、危険物の運搬容器に直射日光が当たるよりも、むしろドライコンテナ内に貯蔵しているほうが危険物の温度は上がらない。散水設備については、直接かからないという懸念はあるかと思うが、先ほどの危険物の加温状況を鑑みると逆に安全なのではないかと考えられる。

【委員】屋外貯蔵所での危険物の貯蔵で、引火点が零度以上の第1石油類のように危険性が高いものを貯蔵する際の特例要件として、散水設備等の設置が必要だと認識している。

【事務局】運搬容器を直に置いておく場合、直射日光が当たるが、ドライコンテナに入れることにより耐候性は上がり、また、温度上昇の影響も少なく容器内の内圧が高まらないだろうと考えている。また、散水設備によりドライコンテナの外から水をかけることで冷却効果も期待できる。

【委員長】ドライコンテナ内に収納した状態で屋外貯蔵することによってメリット

とデメリットの両方があるような印象を受ける。今の委員の御指摘は結構重要だと思うので、もう一度調べるように。

【事務局】承知した。間違いがないように示したい。

【委員】ドライコンテナを開けて容器を出し入れするといった、危険物倉庫のような使用形態は禁止という考えでよろしいか。

【事務局】他の委員からの懸念もあったがその通り。

【委員】ドライコンテナの表示の有無以外に、ドライコンテナ内に貯蔵される危険物によっては、危険物屋外貯蔵所として認められるかという判断はどのように考えているか。

【事務局】このような状況で危険物屋外貯蔵所として使う場合は、事前に消防本部の許可が必要になってくる。散水設備等の設置も含めて事前に消防本部の審査を要するため、通常扱えないイレギュラーな物品が貯蔵されることはないと考えている。

【委員】事業者がドライコンテナに、表示さえすればいいと言う認識を持ってしまわないか懸念している。

【事務局】説明を補足するが、ドライコンテナについては、屋外貯蔵所で置くことが認められていなかったため、仮貯蔵で行われてきた。仮貯蔵と比べ、屋外貯蔵所は設備が整っているためそこにドライコンテナを置くことは安全性としてはプラスになっているというのが、我々としては考えている。

【委員長】承知した。

【委員】資料4-2-2のコンテナに混載されている荷物に係る危険物情報の適切な伝達方法に関する事項について、事務局の対応のとおりになるのかと思うが、荷主だけではなく関係事業者間に、十分にこの認識をしていただかないと、なかなか徹底ができないため、詳細な背景を用いて、納得できる丁寧な説明をぜひお願いしたい。

【事務局】承知した。

- (3) 議事2 危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の調査検討報告書（案）について  
資料4-3により事務局から説明が行われた。

質疑の概要は以下のとおり。

【委員】ドライコンテナは一般的に自由に開けることは不可能であるが、これが屋外貯蔵所として許可を受けて危険物施設となった際に、その場所を管理している事業者はこういったものを開けることができるのか。災害等が発生した場合、消防隊の消火活動等に影響はでないか。何か異変が起こっていれば解錠することが必要になると思うが、事業者は開けるような権利があり手続はされているものなのか。

【委員】一般的には、そのようなことを想定していないので、コンテナを開ける場合は、あくまでも荷主の了解を得るか立ち会いがないと開けられない。そのため、火災が発生したとき等の緊急時の具体的な取り決めは、現状、何もないと思われる。

【委員長】それは国際的にも同じか。

【委員】例えばアメリカでは、陸揚げしたコンテナで異常があった場合は、沿岸警備隊が全て確認し、荷主の同意なしに消火活動、漏洩物の回収等を行い、費用を請求する。

【委員長】承知した。

【委員】日本にはアメリカのような強制執行はないので、事情は大きく異なる。

【委員長】しかしながら、火災の一般論として、消防隊にはそのような権限がある。いざとなればやるが、破壊したときの費用は消防側が負うことになるのだろう。

【委員】破壊する前に断りが必要である。

【委員長】アメリカに比べ日本の方が法的に弱いような印象を受ける。そのため、有事の際はやるということなのではないか。その前段階として、開けるよう求めたりすることはあるか。

【委員】あると考えられる。開けてみたら中で燻りがあったり、危険物のようなものが入っていたことはあった。そのときは関係者等で事前に開けているのではないかと思われる。

【委員長】承知した。

【委員】国際間物流の一層の円滑化を図って行くとの観点から、危険物輸送に関する国際ガイドライン（国連勧告）と整合させつつ、安全確保を第一義として今後とも消防法上の柔軟な運用を進めていただけることを期待している。

以上